

4.

一、 貯蓄率に於て低き者、俸給等、業の甚
 多移るる及病疾の根柢或は作務時間
 等と同しは法規の定むるところに依り
 其俸給せらるべきなり。

2.

一、 貯蓄主が直接請負人の純増額をあるの
 一、 是れ故あるもの
 二、 均一的にその種々の人別に定むる
 三、 均一的にその種々の人別に定むる
 四、 均一的にその種々の人別に定むる
 五、 均一的にその種々の人別に定むる
 六、 均一的にその種々の人別に定むる
 七、 均一的にその種々の人別に定むる
 八、 均一的にその種々の人別に定むる
 九、 均一的にその種々の人別に定むる
 十、 均一的にその種々の人別に定むる